

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月30日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理等に関すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による核燃料物質及び<u>放射性同位元素等の規制に関する法律の規定による特定放射性同位元素</u>の防護に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による核燃料物質等の運搬の届出の受理等に関すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による核燃料物質の防護に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。